

平成24年12月20日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝 様

文教委員長 宍 戸 治 重

文教委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成24年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成24年10月31日（水）から11月1日（木）まで

2 視察先

西宮市（兵庫県）、尾道市（広島県）、倉敷市（岡山県）

3 視察項目

(1) 学校における防災力向上の取り組み（西宮市）

本市では、災害に強いまちづくりの推進の一環として、危機管理体制の強化や自主防災組織及び各種コミュニティによる地域防災力の強化、防災訓練の推進などに取り組んでいるところである。

具体的には、学校活動（教育活動）の早期復旧を実現し、児童・生徒の安全安心を確保するため、学校分野に関する事業継続計画（震災編）の策定と、そのための体制整備に取り組むとともに、PTAやおやじの会など小・中学校を核として活動している団体・組織の防災活動を推進することで、自主防災組織の活性化と地域の防災化施策の推進に努めているところである。さらに、地域防災ネットワークを拡充することにより、地域防災力を強化し、災害時の防災行動力を向上させるため、自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設との連携、特に地域の核となる小・中学校との連携の強化に努め、実践的防災訓練の推進にも取り組んでいるところである。

そこで、本市議会としても、学校における防災力向上の取り組みに係る効果と課題を把握するため、先進事例の視察を行った。

(2) 歴史文化基本構想（尾道市）

本市では、芸術・文化のまちづくり推進の一環として、市民、事業者・関

係団体等との協働により、地域の歴史と文化を伝える地域文化財の保護と活用に取り組んでいるところである。

具体的には、地域の歴史と文化を伝える遺跡や遺物などの埋蔵文化財、大沢の里水車経営農家などの民俗文化財等を適切な保護により後世に伝えるため、その記録や台帳整備等の調査研究を行うとともに、市民との協働により地域の文化財を管理・活用していく仕組みづくりを推進しているところである。また、児童・生徒を対象に、地域の文化財について学習できる体験学習や展示会等に取り組むとともに、文化財や良好な自然環境とのネットワークづくりに努め、その公開と活用に取り組んでいるところである。

そこで、本市議会としても、地域文化財の保護と活用に係る効果と課題を把握するため、先進事例の視察を行った。

(3) 倉敷市立倉敷支援学校（倉敷市）

本市では、平成24年3月に三鷹市教育支援プラン2022を新たに策定し、障がいのある子もない子も学校・家庭・地域の力を得て、次代を担う人として心豊かに育っていくための教育支援（特別支援教育）を推進しているところである。

具体的な取り組みとしては、支援を必要とする児童・生徒に関して、スクールカウンセラーが関係諸機関との調整役やコーディネーター役を果たせるよう、スクールソーシャルワーカー的機能の充実を図るとともに、教職員が教育支援にかかわる基本理念を理解し、児童・生徒への適切な指導や支援が行えるよう、教職員に対する研修体制の充実などに努めているところである。

そこで、本市議会としても、教育支援（特別支援教育）の取り組みに係る効果と課題を把握するため、先進事例の視察を行った。

4 出張者

(1) 文教委員

宍戸 治重、粕谷 稔、川原 純子、渥美 典尚、吉沼 徳人、
石原 恒、森 徹

(2) 同行職員

教育委員会事務局教育部総務課長 伊藤 幸寛

(3) 随員職員

議会事務局議事係主任 小菅 稔

学校における防災力向上の取り組み

1 取り組みが開始されるまでの経緯とその目的

西宮市では、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の経験から防災に対する取り組みを推進してきたところであるが、平成23年3月に発生した東日本大震災における釜石市等での取り組みをさらなる教訓として、大震災から児童・生徒を守るための学校における防災教育のより一層の充実を図ることとした。

そこで、児童・生徒の防災対応能力の基礎を培い、防災意識を高めるための指導が各学校において行われるよう、市防災危機管理局と教育委員会が連携して防災教育に関する情報の提供や校内研修会等への支援を中心とした防災力向上の取り組みを進めることとした。

2 防災力向上のための主な取り組み

(1) EduNet^{*}「いずみ」を活用した防災教材の提供

「明日に生きる（兵庫県教育委員会）」や「わたしたちの西宮（西宮市教育委員会）」など既存の資料はあるものの、西宮市における災害の危険性や防災対策について、より具体的で、より身近な資料が欲しいとの声が多く寄せられていた。

そこで、各学校において、それぞれの地域の特色を生かした防災教育を実施するため、EduNet「いずみ」を活用し、さまざまな防災教材コンテンツを提供するものである。

※EduNet（エデュネット）とは

平成15年度、総務省補助のもと「地域イントラ基盤整備補助事業」に伴い、西宮市立学校全65校を高速回線（光ファイバー）で結んだ「西宮市教育情報ネットワーク」の総称である。

EduNetは「ひろがり」と「共有」という2つのコンセプトのもと、すぐに授業に役立つ豊富なコンテンツを提供しており、大きくは「学習支援」、「マルチメディア」、「検索システム」、「インターネットとの連携」などに分けられる。教員の授業準備、教材作成のために活用できるコンテンツも多数収録されており、情報活用能力を育成するために大きな役割を果たすものと期待されている。

<掲載予定のコンテンツ（例）>

ア 教員向けパワーポイント（教員自身のスキルアップのため）

- ・災害発生メカニズムの解説、災害発生時の対応方法、災害情報の取得方法等

イ 児童・生徒向けパワーポイント（教員自身が教えるため）

- ・「低学年用」と「高学年用」を学力に応じて活用
- ・「教員向けパワーポイント」と組み合わせながら、地域特性や児童・生徒の理解レベルに応じてアレンジして活用

ウ 児童・生徒向け「防災クロスロード」※

カードを用いたゲーム形式の防災教育教材「クロスロード」の紹介

※防災クロスロードとは

カードを用いたゲーム形式の防災教育教材で、ゲームの参加者は、カードに書かれた事例をみずからの問題として考え、イエスかノーかで自分の考えを示すとともに、参加者同士が意見交換を行いながら、ゲームを進めていくものである。このゲームを通じて自分とは異なる意見・価値観の存在への気づきも得ることができる。2時間から3時間、5名から数十名での対応が可能。

エ 防災スピーチカードマップ

オ 防災スピーチカードのサンプル音声 等

(2) 教員向け「防災研修」の実施

児童・生徒が「自分の命は自分で守ることのできるチカラ」を身につけるためには、教員の「防災指導力」のスキルアップが必要となる。

そこで、放課後や夏休み期間などを利用し、教員同士の研修会として「防災研修」を実施するものである。

<防災研修のメニュー>

ア 防災出前講座

各学校の地域特性に応じて、地震・津波、大雨・洪水、土砂災害といった災害の危険性、避難の考え方、情報の取得、事前の備え、ふだんからの心構えなど、西宮市の防災についての講座。質疑応答を含め1時間半から2時間程度で、講演は40分から1時間程度。10名程度からの申し込みが可能。

イ DIG（災害図上訓練）

DIGは、大きな地図を囲みながら、参加者全員で災害時の対応策を考える訓練のことで、話し合いが進むにつれて、日ごろ気づかなかった「地域の災害に対する強さ・弱さ」が明らかになる。また、地図への書き込みを工夫することで、オリジナルの防災マップをつくることのできる。所要時間は約3時間で、7名から数十名での対応が可能。

ウ 防災クロスロード

※上記2(1)ウ参照

(3) その他

ア 地域の自主防災会との合同研修

災害時には、地域での助け合い（共助）が何よりも重要であるとの考えから、各地域では「自主防災会」が中心となって訓練などの防災活動が行われ

ているところである。また、地域と連携して取り組むことで防災教育をより一層充実したものとするため、平成24年度から「自主防災会向けリーダー研修」を実施し、地域の自主防災会との顔合わせ、連携のきっかけづくりの機会としているところである。

3 取り組みの効果

- (1) 教職員における防災教育のスキルアップ
- (2) 地域住民との防災における連携の強化
- (3) 児童・生徒における防災意識の向上

4 今後の課題

- (1) 震災を経験していない教職員への経験の伝承
- (2) 東日本大震災被災地とのつながりの確保
- (3) 防災教育を実施する際に使用する資料の更新

◎ 主な質疑

- ・ 東日本大震災の被災地におけるボランティアの活動状況と災害時における児童・生徒の活用方法について
- ・ 避難訓練等、防災力向上に係る取り組みへの市民の参加状況と地域住民との連携の強化並びに各家庭における防災力向上のための取り組みについて
- ・ 災害時の学校施設における通信手段等の確保と避難所等の整備状況について
- ・ 東日本大震災を踏まえた防災対策の見直しと防災教育の今後の方向性について
- ・ 学校防災マニュアルの作成状況とその活用方法について
- ・ 西宮市における学校の耐震化率について

◎ 主な提供資料

- ・ 西宮市における防災教育
- ・ 防災危機管理局と教育委員会の連携による防災教育の推進について
- ・ 西宮教育推進の方向

歴史文化基本構想

1 歴史文化基本構想策定の背景とその目的

従来、尾道市においては、文化財保護の取り組みと都市計画、景観形成といった取り組みとの連携が十分に行われていなかった。また、文化財の保存計画においても指定文化財単体の保存・活用を重視した従来型の取り組みが中心であった。さらに、これまで個別に文化財保護行政を行ってきた5市町が合併したことから、新市域全体における総合的な文化財保護の取り組みや都市計画との連携による総合的なまちづくりが必要となってきた。

そこで、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想として歴史文化基本構想を策定し、多様な地域文化の継承と地域の活性化を図ることとした。

2 歴史文化基本構想の位置づけと役割

歴史文化基本構想は、平成19年2月に閣議決定された「芸術文化の振興に関する基本的な方針」を踏まえるとともに、それに基づく「文化財総合的把握モデル事業」において策定されたものであり、尾道市における文化財の保存・活用に係る最上位の基本構想として位置づけられるものである。

また、本基本構想は、平成19年12月に策定された「尾道市総合計画」を文化財行政の面から支えるものであり、政策の柱である「尾道の持つ感性の豊かさが誇りになるまち」の実現を目指し、関係施策等との調整・連携を図りながら、総合的かつ計画的に文化財の保存・活用を進めていくための考え方や方針などを明らかにするものである。

3 尾道市における文化財の保存・活用の取り組み

(1) 関連文化財群等としての文化財の保存・活用

ア 関連文化財群としての文化財の保存・活用

関連文化財群とは、有形・無形、指定・未指定を問わず、地域に存在するさまざまな文化財を、歴史的、地域的関連性等に基づいて、一定のまとまりとして設定するものであり、尾道市の文化財及び歴史文化の価値と特色を示すものである。

イ 歴史文化保存活用区域としての文化財の保存・活用

歴史文化保存活用区域とは、関連文化財群や個々の文化財を核とし、それらと一体となって価値をなす周辺の環境を含めて、文化的な空間を創出するための計画区域として設定するものであり、関連文化財群とともに、尾道市

の文化財及び歴史文化の価値と特色を示すものである。

ウ 法制度の活用

文化財の保存・活用に関する法制度としては、文化財保護法とそれに基づく施策・事業が軸となるが、景観法や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）なども、深くかかわってくる。

このため、関連文化財群や歴史文化保存活用区域に関しても、文化財の状況やそれが存在する場所・環境を考慮しつつ、実情に合った効果的な法制度を取り入れながら、文化財の保存・活用に取り組むものである。

(2) 個別的な文化財の保存・活用

ア 文化財としての指定・登録・選定（文化財保護法）

文化財の調査・研究の成果などによって、一定水準以上の価値が把握できたものについては、関係権利者の同意状況や保存・活用の体制等を勘案しながら、文化財保護法及び条例の規定に基づき、文化財として指定または登録を目指すものである。

イ （仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度の創設と運用

指定または登録されていない文化財の保存・活用を図るため、市民による申請をもとに、専門的な組織で審査し、登録する制度の創設と運用に取り組むものである。

(3) 情報提供と啓発

ア 市民等への文化財に関する情報提供と啓発

文化財の保存・活用を推進していくためには、文化財の所有者に加え、広く市民等の理解と協力が不可欠であり、新たな視点である関連文化財群や歴史文化保存活用区域の考え方などを含め、文化財に関する情報提供と啓発に取り組むものである。

イ 文化財にかかわる学習機会の確保

文化財に関する市民等の意識や理解を高めるために、情報提供等とあわせて、楽しく学んだり、興味や関心を高めたりできるよう、体験型の学習機会を拡充させるものである。

ウ 観光・交流などを含めた文化財にかかわる情報の受発信

文化財は、学術的・教育的な価値に加え、観光や交流、さらにはまちづくりを進める資源や切り口などとしての役割も有しており、文化財の保存に留意しながら、効果的な活用と情報の受発信に努めるものである。

4 歴史文化基本構想策定による効果

(1) 文化財を核とした地域の魅力の再発見

(2) 伝統文化の継承と地域アイデンティティーの確保

- (3) 文化財を活用した観光促進
- (4) 歴史遺産を活用したまちづくりの推進

5 今後の課題

- (1) 市民等への文化財に関するさらなる情報提供と啓発
- (2) 文化財周辺環境のさらなる整備

◎ 主な質疑

- ・文化財の保存・活用に係る市民との協働について
- ・無形文化財を保護するための取り組みとその課題について
- ・文化財を活用した観光振興と歴史教育について
- ・観光ボランティアガイド等の養成について
- ・文化財周辺の住宅に係る色彩制限について
- ・文化財の耐震診断について

◎ 主な提供資料

- ・尾道市歴史文化基本構想（尾道市教育委員会文化振興課作成レジュメ）
- ・尾道市歴史文化基本構想【概要版】
- ・文化財の保護とまちづくり
- ・尾道市の重点区域における施策・事業の概要並びに尾道市の維持及び向上すべき歴史的風致
- ・歴史まちづくり法とは

倉敷市

倉敷市立倉敷支援学校

1 倉敷市における特別支援教育の特徴と目的

倉敷市における特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的なおくれのない発達障がいも含め、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての市立幼稚園及び学校（以下「学校園」という。）において実施されているところである。

その目的は、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことにより、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服させるというものである。

2 倉敷市立倉敷支援学校の概要

(1) 沿革

昭和39年4月	小学部、中学部を倉敷市加須山353-1に開校
昭和50年4月	倉敷市粒浦388-1に校舎移転
昭和50年4月	高等部開設
平成15・16年度	「特別支援教育推進体制モデル事業」研究協力校指定（文部科学省）
平成22年4月	倉敷市立倉敷支援学校に校名変更

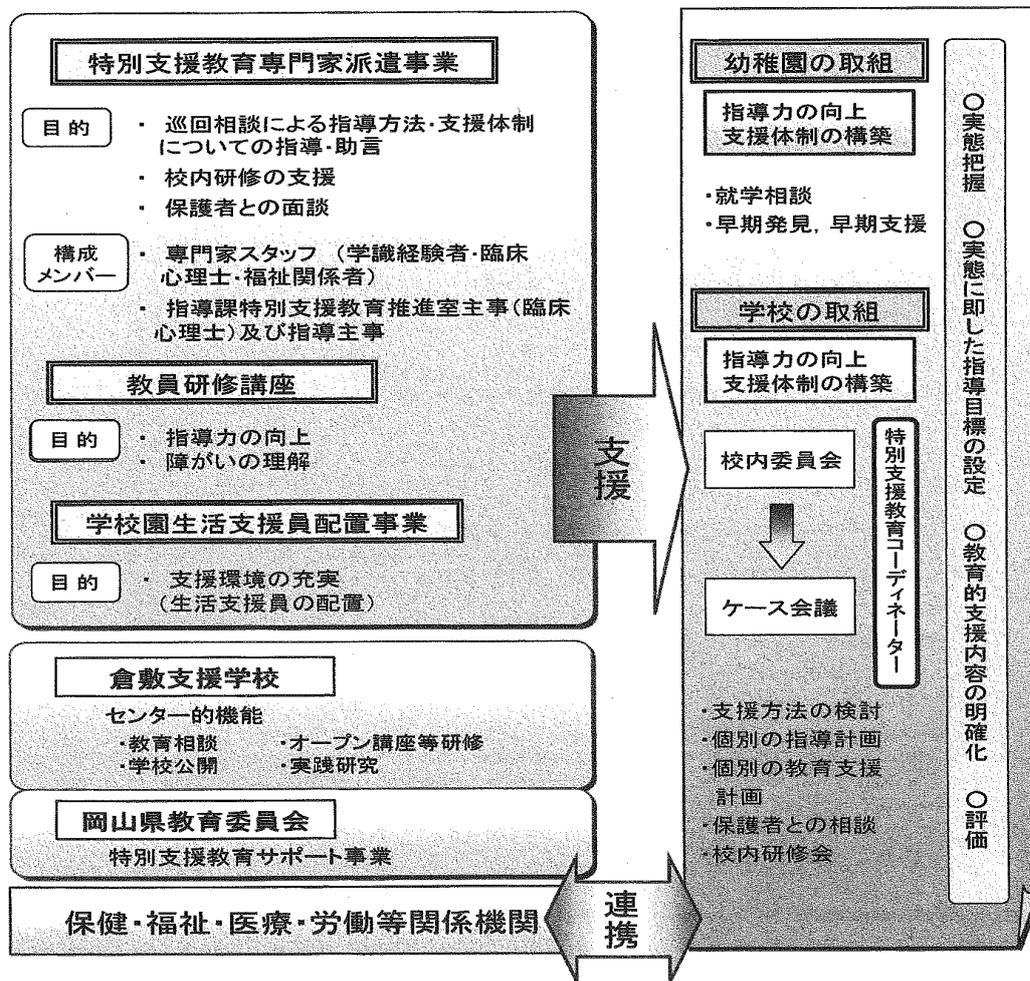
(2) 児童・生徒在籍数（平成24年5月1日現在）

学部	小学部						中学部			高等部			合計
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	
男子	18	13	18	9	16	8	20	15	15	34	18	18	202
女子	3	9	5	3	4	2	6	1	8	16	20	16	93
計	21	22	23	12	20	10	26	16	23	50	38	34	295

(3) 職員数（平成24年5月1日現在）

校長	副校長	教頭	指導教諭	教諭	養護教諭	事務職員	講師	非常勤講師	嘱託司書
1	1	3	1	63	2	4	32	12	1
実習助手	介助員	栄養技師	調理技師	調理員	校務主事	生活支援員	乗務員	校医	学校薬剤師
1	1	1	2	3	1	10	10	6	1

3 倉敷市特別支援教育総合プロジェクトの概要



【出典：平成24年度特別支援教育の推進のために 倉敷市教育委員会指導課特別支援教育推進室】

4 倉敷市における特別支援教育推進のための取り組み

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校において、校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置するものである。

(2) 特別支援教育コーディネーターの配置

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育推進のため、主に、校内委員会の運営・推進、校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うものである。

(3) 通常の学級における指導の充実

通常の学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒への対応については、各校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会において、具

体的な学級での指導について検討を行い、巡回相談の実施や関係機関等との連携による助言を得て、指導の充実を図るものである。

(4) 「個別の指導計画」の作成と活用

特別支援学校において、「個別の指導計画」を活用し、さらなる指導の充実に努めるものである。また、幼・小・中学校等においても、必要に応じて「個別の指導計画」を作成し、一人一人に応じた教育を推進するものである。

(5) 「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校において、一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の取り組みを含めた「個別の教育支援計画」を活用し、効果的な支援を推進するものである。また、幼・小・中学校等においても、必要に応じて「個別の教育支援計画」を策定し、関係機関との連携のもと効果的な支援を推進するものである。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠なため、各学校園においては、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより、専門性の向上に努めるものである。

(7) 地域における特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るものである。

特に、各学校園の要請に応じて、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めるものである。

5 特別支援教育実施による効果

- (1) 学習面・行動面で特別な教育的支援が必要な児童・生徒の早期発見
- (2) 校内委員会の開催等により教職員間での当該児童・生徒に対する共通理解が図られる。
- (3) 学校・関係機関・保護者の連携による個に応じた指導の充実

6 今後の課題

- (1) 障がいに関する専門的知識や技能を有する教員のさらなる育成
- (2) 県立の特別支援学校とのさらなる連携の充実

◎ 主な質疑

- ・ 支援を要する児童・生徒への放課後対応とボランティアの活用について
- ・ 支援を要する児童・生徒と普通学級の児童・生徒及び地域住民との交流について
- ・ 倉敷支援学校と小・中学校における特別支援学級との連携について
- ・ 支援を要する児童・生徒への就労支援について
- ・ 支援を要する児童・生徒の在籍数の推移について
- ・ 特別支援教育に係る保護者からの要望事項について
- ・ 特別支援教育の今後の方向性について

◎ 主な提供資料

- ・ 平成24年度特別支援教育の推進のために
- ・ 倉敷市スクールカウンセラー派遣事業の概要について
- ・ 平成24年度学校要覧

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述したとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。